

三次市告示第239号

三次市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和4年12月8日

三次市長 福岡 誠志

三次市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、だれもが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認のあり方等が少数派である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある2人のうち、双方若しくはいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定していること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類
 - (3) 当事者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前条第1号に規定する市内への転入を予定している者は、宣誓の日から14日以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 3 前項に規定する書類の提出が困難な場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次に掲げるいずれかの書類（有効期限内のものに限る。）を提

示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が相当と認める書類

5 前項の規定は、第7条から第9条まで、第11条及び第12条に規定する申請書等の手続について準用する。

6 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

7 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会のうえ、これを代書させることができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により受領証等の再交付を希

等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号の規定に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反するとき。
- (4) 第4条第2項及び第3項の規定に反するとき。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から転入した者であって、当該自治体において継続使用の手続が行われたときは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。